# スチュワードシップ責任を果たすための方針

### 1. 目的

本方針は、「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的としています。

## 2. 基本的な考え方

生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家 (アセットオーナー)」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家 (運用機関)」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ (インベストメント・チェーン) のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一にすると考えています。当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。

なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「ESG投融資方針」として別に定めます。

## 3. 具体的取組み

#### (1) 投資先企業の状況の把握

当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社 債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の 状況について、定量面および定性面から的確かつ継続的に把握します。

とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などESGの観点から態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。

#### (2) 対話

当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。その中で投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。

国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。 その中で、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題 を把握することも重要と認識しています。

従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を 行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。

対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと (協働エンゲージメント) が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。

また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。

なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。

#### (3) 議決権行使

国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議 決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。

- ・経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを 基本としていますが、株主利益の向上への取組みやESGの観点から態勢・機能に問題があると 考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長 期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- ・株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、ESGの観点から問題が あると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると判断される議案に対しては、株主と して必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- ・議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、 議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じ た賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的に開示するとともに、会社提案議案に反対 した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明 を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

# (4) 定期的な報告等

本方針の実施状況については、当社ホームページ「スチュワードシップ活動の状況について」に おいて定期的に開示します。

(5) スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

社内に設置する委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、本方針や「議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。

こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に 関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワード シップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

### (6) 利益相反管理

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合には、お客さまの利益を第一として行動 します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別に定める「グループ利益 相反管理基本方針」に則り、適切に管理します。

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセスは資産運用分野の関連各部で完結しています。

また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行なうことで、 利益相反の防止に努めます。

なお、当社は「機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシップ 活動を行なうことに資するサービス」の提供は行なっておりません。